

令和7年度 事業報告

1 民営職業紹介事業の健全な発展・向上に努力

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会（以下「民紹協」という。）は全職種を対象にした職業紹介事業者団体として、民営職業紹介事業の健全な発展のために努力し、ひいては労働力の需給調整、労働者の雇用の安定等に寄与してまいりました。

令和7年度におきましても、次のことを基本に役職員一丸となって、努めてまいりました。

- 第一に、公益目的事業を的確に運営し、公益の増進と民営職業紹介事業の活性化を図ること
- 第二に、会員事業者等のニーズを把握し、事業推進に役立つ講習の実施や事業に役立つ情報を迅速、正確に提供すること
- 第三に、行政機関等の動きを的確に把握し、会員事業者等へ情報提供するとともに、会員事業者等の意見、要望をまとめ、適宜、厚生労働省等行政機関に進達すること
- 第四に、会員事業者をはじめとする民営職業紹介事業者に対し、業務運営に関する相談、助言に努め、また、その内容をさまざまな機会に提供し、事業運営の適正化に資すること
- 第五に、民営職業紹介事業者に対し民紹協への入会の働きかけを行うこと

また、令和7年度は、国内での人手不足が深刻となる中、外国人材の職業紹介への関心が高まっており、その適正な事業運営の確保が課題になりました。不法就労をさせないため、在留資格等についての正しい知識を身に着けることが求められるほか、外国人材の定着を図るための取り組みも重要です。そのため、必要な情報提供や周知を行いました。

こうしたことを基本的姿勢として、以下の各事業を実施しました。

2 民営職業紹介高度・健全化推進事業（公益目的事業）

民営職業紹介事業の運営の改善向上等を図るための事業を行うことにより、その健全な発展を図り、もって労働力の需要供給の適正な調整及び労働者の雇用の安定その他福祉の増進に寄与する事業

（1）職業紹介事業者の適正化推進事業の推進

特に人手不足が顕著な医療・介護・保育分野における職業紹介事業について、紹介手

数料額や早期離職等の課題が、求人者である医療機関等を通じて寄せられている現状にある中、当協会は昨年度に続き、厚生労働省から「職業紹介事業者の適正化推進事業」を受託し、職業紹介事業の適正な実施を推進するため、法令遵守等に関する自主点検リストを作成しました。

さらに、令和7年度は一般職業紹介事業版に加え、近年増加が著しい国外にわたる職業紹介を含む外国人材の職業紹介に特化した自主点検リストを別途作成し、それらを利用したオンライン及び会場実施による自主点検説明会を開催したところ、527名の参加がありました。

（２）民間人材サービスの活用検討事業（民間職業紹介事業におけるキャリアコンサルティングの普及促進）の推進

前年度の厚生労働省委託事業「民間職業紹介事業におけるキャリアコンサルティングの実態把握・課題整理」で実施した、職業紹介事業者におけるキャリアコンサルティングの実態を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査による課題整理の成果を踏まえ、令和7年度の当事業では、職業紹介事業者が実践的に使用できるテキストや動画を作成するとともに、キャリアコンサルティングを活用した転職やキャリアアップのポイント等の事例検討のカリキュラムを含んだ実践的なセミナーを開催し、民間の職業紹介事業全体でのキャリアコンサルティングの普及促進を図りました。

（３）職業紹介士（民紹協認定）資格認定事業の実施

職業紹介士資格認定事業は、職業紹介事業の専門家にふさわしい知識とスキルを体系的に効率よく習得できる学習プログラムであり、また、その能力の判定を行うものです。

第29回認定試験（通信教育期間5月～7月、集合教育9月）の受験者は21名、合格者は19名（前年度は受験者18名、合格者18名）でした。

職業紹介士フォローアップ研修については、1月にオンラインで「職業紹介におけるAIの現状と今後」のテーマで開催し、39名の参加者がありました。

（４）職業紹介責任者講習の開催

開催回数は前年度と同じ130回でしたが、年間の受講者は前年度より0.9%減の5,612名となりました。

130回のうち、集合型は65回で受講者が2,318名（全体の41.3%）、オンラインも65回で3,294名（全体の58.7%）となり、前年度に引き続き、集合型よりもオンラインでの受講者が多くなっています。

また、講習の副読本として、「民営職業紹介事業における職業紹介の技法と実務」を331冊、「よくわかる民営職業紹介事業のQ&A」を191冊頒布しました。

(5) 職業紹介事業者ブロック交流会の開催

都道府県労働局との連携や紹介事業者間及び民紹協との交流を目的に、2回のブロック交流会を開催しました。

令和7年度は、前年度に引き続き、オンラインによる開催で、東日本と西日本の2ブロックに分けて行い、両日で計59名の参加がありました。

内容は東京及び大阪労働局による講演と参加者間の情報交換でしたが、事前に興味のあるテーマを選択肢から複数選んでいただき、共通のテーマを持つ方同士でグループを編成し、ディスカッションを行う形式としました。なお、各グループには直接会員ネットワークのメンバーがリーダーとして加わり、議論を展開していただきました。

(6) 職業紹介事業実践セミナー等の開催

令和7年度は、基本編、応用編ともに、すべてオンラインによる実施となりました。

基本編は、令和7年度に新規開催した「職業紹介事業スタートアップ支援セミナー」など計9回で、375名（前年度408名）、応用編は「外国人材の職業紹介セミナー」など11回で、277名（前年度355名）の参加がありました。

また、事業所の従業員教育を請け負うオーダーメイドセミナーをオンラインにより2回開催し、参加者は計67名（前年度58名）となりました。

(7) 職業紹介事業者等に対する相談・支援等の実施

会員をはじめとする職業紹介事業者、求人者、求職者等からの職業紹介事業に関する質問・相談等について、専門知識と深い経験を有する職業紹介事業アドバイザーが相談・支援を行いましたが、相談件数は、1,860件（前年度2,075件）となりました。また、主な相談内容を相談事例として、機関誌「ひと」へ掲載しました。

(8) メールマガジンやホームページ等による情報発信

職業紹介事業の運営に役立つ情報、トピックをメールマガジン（登録者数3,302名）により年間24回配信しました。当メールマガジンのバックナンバーは、機関誌「ひと」のバックナンバーとともにホームページで提供しています。

また、6月には、当協会のホームページをスマートフォン対応に変え、デザインも見やすくするなどのリニューアルを図りました。

(9) 人材サービス総合サイトへの情報提供等の支援の実施

インターネット接続環境のない6件の職業紹介事業者の支援申込みに応じて、人材サービス総合サイトへの情報提供等の事務支援・代行を実施しました。

3 その他の事業

(1) 事業者の会員への加入促進

民紹協が民営職業紹介事業の運営の改善向上に向けた各事業を行うことを通し、労働市場における民営職業紹介事業の存在感を高め、職業紹介事業者の地位向上を図り、社会に貢献していくためには、できるだけ多くの会員事業所の方々に支えていただくことが重要です。

このため、新規許可事業所へのダイレクトメールや架電による入会勧奨に努めました。入会が61事業所（前年度84事業所）、また、賛助会員からの区分変更が2事業所であった一方で、廃業及び会費値上げ等による退会が167事業所（前年度119事業所）と増え、令和7年度末の会員数は、前年度末の会員数1,229事業所から104事業所減少し、1,125事業所となりました。

(2) 会員事業者向け表彰事業の実施

民営職業紹介事業の運営に関して模範となる事業者を対象とする「褒章」、事業者、職業紹介責任者及び従事者を対象とする「厚生労働大臣表彰」の被表彰者を推薦するとともに、事業者、職業紹介責任者、従事者及び求職者を対象とする「民紹協会長表彰」の表彰事業を行いました。

① 褒章

【春の褒章受章者】

○黄綬褒章 佐野 良子氏 有限会社かやの里

【秋の褒章受章者】

○黄綬褒章 高橋恵美子氏 有限会社ヒューマン・ケア・ステーションみえ

② 厚生労働大臣表彰等

厚生労働大臣表彰	1 名
民紹協会長表彰	20 名

(3) 職業紹介事業に関する情報提供等

職業安定法施行規則や同法指針の改正のポイントなど会員事業者へ迅速に周知を図るべき情報については、ホームページやメールマガジン等によって情報提供しました。

また、機関誌「ひと」については、会員事業者、職業別団体の協力を得ながら、季刊として年4回刊行しました。

(4) 新春講演会等の開催

新春講演会は、東京会場においては、令和8年1月16日に浅草橋ヒューリックカンフ

ァレンスにて厚生労働省、高島洋平需給調整事業課長を講師としてお招きし、参加者は52名でした。なお、講演会の終了後は賀詞交歓会を開催しました。

大阪においては、1月23日、KKRホテル大阪にて、大阪労働局の喜多見靖需給調整事業部長を講師としてお招きし、参加者は29名でした。当会場でも講演会に引き続き賀詞交歓会を開催しました。

(5) 職業紹介事業者団体との連携の推進

民紹協と関係職業紹介事業者団体（公益社団法人日本看護家政紹介事業協会、一般社団法人日本人材紹介事業協会、一般社団法人全国サービスクリエイター協会、公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会、公益社団法人日本全職業調理士協会、特定非営利活動法人全国ホテル＆レストラン人材協会、一般社団法人日本モデルエージェンシー協会、全国調理士紹介事業福祉協会）との情報交換や行政機関への要望事項のとりまとめ等のため、9月に職業紹介事業者団体事務局長会議をオンラインにより開催しました。

(6) 行政機関に対する意見・要望の提出

① 厚生労働省との定期会合

第1回会合 6月10日

（民紹協・一般社団法人日本人材紹介事業協会と厚生労働省との会合）

- ・ 業界における現状報告（協会として把握している会員各社の新たな取り組みを含む）、今後の見通し・課題等。
- ・ 厚生労働省への要望、意見交換

第2回会合 9月5日（人材サービス7団体と厚生労働省とのトップ会合）

- ・ 各業界における近況（直近の求人・求職の動き・米国の関税措置が業界に与える影響等）
- ・ AIテクノロジーの変化や進化が業界に与える影響やその活用状況
- ・ その他（行政に対する要望等）

第3回会合 2月3日（職業紹介事業者団体と厚生労働省とのトップ会合）

- ・ 業界における現況報告（各協会の会員各社の新たな取り組みを含む）や今後の見通し・課題等。
- ・ 国に対する要望、意見交換

② 厚生労働省との情報交換会

10月24日 厚生労働省に対して要望事項等提出

12月1日 厚生労働省との情報交換会

③ 東京労働局との情報交換会

12 月 10 日 東京労働局に情報交換事項等提出
1 月 27 日 東京労働局との情報交換会

(7) 人材ビジネス関係団体との連絡・交流の実施

人材ビジネス関係団体で構成する「民間需給調整機関連絡協議会（五社懇：一般社団法人日本人材紹介事業協会、一般社団法人日本人材派遣協会、一般社団法人日本ＢＰＯ協会、公益社団法人全国求人情報協会、民紹協で構成）」を下記の通り開催しました。

8 月 5 日 一般社団法人日本人材派遣協会 会議室
12 月 22 日 一般社団法人日本ＢＰＯ協会 会議室

(8) 直接会員ネットワークの運営

民紹協の直接会員が6割を占める中、直接会員の実情や意見等を民紹協の運営に反映するため、9月25日、オンラインにより直接会員ネットワーク会合を開催し、情報交換などを行いました。

(9) 名刺交換会の開催

文京区民センター会議室にて、下記の通り開催し、計26名の参加者がありました。

9 月 26 日 参加者 16 名
3 月 6 日 参加者 10 名

(10) 外国人材紹介フォーラム

7 月 29 日 文京シビックセンター区民会議室
参加者 61 名（会場：23 名、オンライン：38 名）
・外国人材紹介事業の現状と今後
12 月 18 日 （オンライン開催）
参加者 9 名
・特定技能に関する求職者の確保、定着支援の在り方等
3 月 5 日 （オンライン開催）
参加者 9 名
・外国人材紹介に関する厚生労働省との情報交換

(11) 定時社員総会、理事会の開催

① 定時社員総会

6 月 13 日 浅草ビューホテル

② 理事会

- | | |
|-----------|------------------------|
| 5 月 20 日 | 第 51 回理事会 オンライン開催 |
| | ・ 6 年度事業報告（案）及び収支決算（案） |
| | ・ 会費規程一部改正（案） |
| | ・ 役員の選任等（案） |
| | ・ 定時社員総会等次第 |
| 6 月 13 日 | 第 52 回理事会 浅草ビューホテル |
| | ・ 事務局長の公募案 |
| 11 月 25 日 | 第 53 回理事会 オンライン開催 |
| | ・ 7 年度上半期事業実施状況等 |
| 3 月 24 日 | 第 54 回理事会 オンライン開催 |
| | ・ 8 年度事業計画（案）及び収支予算（案） |

4 体制の充実を図るための取組

民紹協は、公益法人としての社会的信用の維持・向上を図るため、定款に基づく機関設計及び運営ルールを整備し、社員総会・理事会・監事のそれぞれの役割が実効的に機能するよう運営しています。特に、社員総会が事業報告及び決算の承認、役員の選任・解任等の重要事項を決議する機関であることを踏まえ、適正な意思決定と説明責任を確保しています。

（１）機関運営（理事会・監事・社員総会）の実効性確保

理事会については、定款に基づき民紹協の業務執行の決定及び理事の職務執行の監督等を担う機関として設置し、通常理事会を毎事業年度 2 回開催する枠組みの下、重要事項の審議・決定を行っています。

また、代表理事（会長・副会長・専務理事）は、自己の職務執行状況について、毎事業年度ごとに 4 か月を超える間隔で 2 回以上理事会へ報告することとされており、執行状況の見える化と牽制を制度的に担保しています。

監事については、理事の職務執行の監査、民紹協の業務及び財産の状況の調査、計算書類及び事業報告等の監査を行い、社員総会及び理事会へ出席し必要に応じて意見を述べることができるとされているほか、不正行為や法令・定款違反のおそれ等がある場合の報告・理事会招集請求等の権限が規定されており、監査機能の実効性を確保しています。

（２）外部性・専門性の確保（多様なバックグラウンドの役員構成）

民紹協は、業界団体としての特性を踏まえつつ、法務・学術等の専門的知見を含む多様なバックグラウンドの役員により運営体制を構成しています。直近の公表情報では、理事に弁護士および大学教授等が含まれるほか、監事は他公益法人役員および元公的機関役員が就任しており、外部性・専門性を通じた牽制機能の確保に努めています。

（３）不祥事予防・法令遵守（利益相反取引の管理等）

理事が民紹協との取引等を行う場合には、重要な事実を開示し理事会の承認を得るべき旨（利益相反取引の制限）を定款で定めており、意思決定の公正性・透明性を確保しています。

（４）情報公開・透明性の向上

民紹協は、公正で開かれた活動を推進するため、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開することを定款上明記しており、情報公開の枠組みを整備しています。

具体的には、定款、事業計画・事業報告、財務諸表、監査報告書等の関連資料を、民紹協ウェブサイトの情報公開ページにおいてPDFで開示しています。さらに、公告は電子公告によることとしており、透明性確保のための制度設計を整えています。

（５）事業の効果把握・改善（説明責任の強化）

民紹協は、講習・セミナー、相談支援、情報発信等の各事業において、開催回数・参加者数・相談件数等を整理し、年度の事業報告として公表することで、事業の実施状況を可視化し説明責任の確保に努めています。